

競争参加有資格者（林産物販売）の皆様へのお願い

平素より国有林野事業の管理経営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、分収育林制度（緑のオーナー制度）は、国民の皆様への御参加により国有林の森林整備を促進することを目的として発足した制度であり、生育途上の若い森林を対象として、オーナーの皆様へ、樹木の対価と保育及び管理に要する費用の一部等を負担（1口当たり50万円又は25万円）して頂き、契約に基づいて、国とオーナーの皆様がその樹木（以下「分収木」といいます。）を共有して育て、売却時に、それぞれの持分に応じて販売代金を分け合う（分収する）契約です。

販売代金を分収する際は、皆様に分収木をお買い上げ頂く必要がありますが、近年の入札結果（森林管理局ホームページで公表しております。）は、入札不調（応札なし及び不落）の割合が非常に高い状況となっております。

については、林業を取り巻く状況が厳しい折ではありますが、皆様におかれましては近畿中国森林管理局の分収育林地の立木販売物件について、可能であればお買い上げを前向きに御検討頂ければ幸いです。どうかよろしく願いいたします。

令和5年7月14日

近畿中国森林管理局長